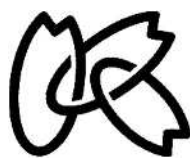


令和7年度

北区青少年健全育成活動基本方針



令和7年2月
北区青少年問題協議会

目 次

1. 趣 旨.....	1
2. 青少年の現状と課題.....	1
3. 青少年関連施策の現状.....	2
(1) 国の取り組み.....	2
①子ども・若者育成支援施策の総合的な推進.....	2
②全ての子ども・若者の健やかな育成.....	2
③困難を有する子ども・若者やその家族の支援.....	2
④子ども・若者の成長のための社会環境の整備.....	4
(2) 東京都の取り組み.....	4
①子ども・若者育成支援施策の総合的な推進.....	4
②全ての子ども・若者の健やかな育成.....	5
③困難を有する子ども・若者やその家族の支援.....	5
④子ども・若者の成長のための社会環境の整備.....	6
(3) 北区の取り組み.....	6
①子ども・若者育成支援施策の総合的な推進.....	6
②全ての子ども・若者の健やかな育成.....	7
③困難を有する子ども・若者やその家族の支援.....	7
④子ども・若者の成長のための社会環境の整備.....	10
4. 基本姿勢.....	12
5. 重点目標.....	12
6. 令和7年度 北区青少年健全育成活動基本方針 体系図.....	13
7. 推進項目と推進内容.....	15
(1) 安全・安心で健全な地域環境づくりの推進.....	15
①子どもの安全対策の推進.....	15
②非行やいじめ防止活動の推進.....	16
③有害環境浄化活動の推進.....	17
(2) 心がふれあう家庭づくりの推進と家庭教育力の向上.....	18
①家族でふれあえる事業の推進.....	18
②子育て家庭への支援の充実.....	19
(3) 地域・社会活動への積極的な青少年参加の推進.....	20
①地域・社会活動への参加と居場所づくりの推進.....	20
②文化・スポーツ・国際交流活動等の推進.....	21
参考資料.....	23
注釈.....	23
関係法令.....	25

都の北学園について

都の北学園（義務教育学校）の前期課程（1年生～6年生）は「区立小学校」、後期課程（7～9年生）は「区立中学校」にそれぞれ含まれます。

1. 趣 旨

次代を担う青少年が、安全・安心で健全な地域環境において、健やかに未来に向かい明るい希望を抱きながら、人間性豊かな社会人として成長することは、北区民をはじめすべての人の願いです。

青少年の健全育成に向けては、青少年が社会の一員としての自覚と自信を持ち、豊かな創造力のある人材となれるように、大人はその行動が子どもに大きな影響を与えることを自覚し、良き手本となるよう努めるとともに、家庭、地域、学校が連携し、北区で育って良かったと実感できるような取り組みを推進することが重要です。

また、未来を担う子どもたちが自分の将来に夢と希望を持って健やかに成長できるよう子どもの権利を保障し、子どもが幸せな状態で生活を送ることができる社会の実現に向けた取組を推進することも重要です。

本年度の北区青少年健全育成活動は、北区の青少年の未来に思いを馳せ、青少年が社会の一員として、規範意識(人権尊重の精神を含む)を育むとともに、社会で生きていく力や自立する力を身につけ、健やかに成長することを心から願い、青少年に関する各分野において重点目標を定め、その推進に努めます。

2. 青少年の現状と課題

我が国においては、スマートフォン等の携帯情報端末の急速な普及に伴い、青少年がインターネットで有害な情報や危険な情報に容易に接することが可能になり、青少年を非行や犯罪に誘う要因ともなっています。特に、ソーシャルネットワーキングサービス(以下、SNSと表記)等により青少年が犯罪の被害者となる痛ましい事件が発生する一方で、いわゆる「闇バイト」を利用した凶悪犯罪や特殊詐欺に関与する等、青少年が加害者となる重大事件も発生しています。さらに、いじめに起因した痛ましい事件も発生し社会問題となっています。非行、いじめを防止し、子どもたちが犯罪被害に巻き込まれたり、自殺に追い込まれたりすることがないように、子どもたちのいのちと安全を守る取り組みが急務となっています。

また、児童虐待による重大な事件も後を絶たず発生しています。育児不安の解消による児童虐待の未然防止や虐待が疑われるケースの早期発見・早期対応等、子どもの貧困対策とともに社会全体で取り組むべき重要な課題となっています。

少子化、核家族化、地域における人間関係の希薄化が進み、青少年の社会性の獲得、自立がますます難しくなっています。さらに、青少年が将来への夢や希望を持ちにくくなっている現状があります。それに伴い、不登校、ニートやひきこもり等、社会生活を円滑に営む上で困難を有する青少年への支援が課題となっています。社会性を身につけ、地域とのつながりを大切にするとともに、自らの個性や適性を理解し、主体的に進路を選択する能力を育てるため、青少年の社会参加の促進や職業意識形成への支援が重要となっています。

選挙権が18歳以上に引き下げられ、民法上の成年年齢も令和4年4月に18歳に引き下げられました。

改正少年法では、新たに成人となった18歳と19歳を「特定少年」と位置づけ、家庭裁判所から検察に送り返す「逆送」という手続きの対象事件が拡大され、一定の重さの罪を犯した場合は原則として大人と同じ裁判を受けることになります。青少年が、社会の形成者として必要とされる基本的な資質や能力を育む教育等の充実が求められています。

令和2年3月以降、新型コロナウイルスの感染拡大により、学校の臨時休業やオン

ライン授業の実施等により青少年を取り巻く環境が激変しました。

GIGAスクール構想（注1）により、児童・生徒1人1台の学習用端末と高速ネットワーク環境の整備が進む中、端末利用時のルール作りやその浸透が課題となっています。また、デジタル社会のさらなる進展に対し、自ら考え、安全に行動するための知識や能力を身に着けることが求められています。

また、ヤングケアラー（注2）という言葉が広く一般に使われるようになり、家族の世話や介護による子どもたちの過度な負担が学業への支障や不登校に発展する等、新たな課題となっています。令和5年5月、新型コロナウイルスが5類に移行されて以降、地域の活動が活発化してきているなか、次代を担う青少年が夢や目標を持って成長し、誰一人取り残さず、たくましく自立できるように青少年の社会生活を支援するための地域づくりが求められています。

3. 青少年関連施策の現状

青少年の健全育成に関して、国や東京都、北区では、以下のような取り組みを推進しています。

（1）国の取り組み

①子ども・若者育成支援施策の総合的な推進

平成22年4月に「子ども・若者育成支援推進法」を施行し、子ども・若者育成支援施策の総合的推進等を図ることとし、令和3年4月に取りまとめた「子供・若者育成支援推進大綱」では、子ども・若者育成支援施策に関する基本的な方針等を定めました。また、令和5年12月策定のこども基本法に基づく「こども大綱」では、従来の「少子化社会対策大綱」、「子供・若者育成支援推進大綱」及び「子供の貧困対策に関する大綱」を一つに束ね、一元化するとともに、さらに必要なこども施策を盛り込むことで、これまで以上に総合的かつ一体的にこども施策を進めていくこととしています。

②全ての子ども・若者の健やかな育成

ア. いじめ対策

平成25年9月に「いじめ防止対策推進法」を施行し、学校や行政の責務を規定しました。平成29年には「いじめの防止等のための基本的な方針」を改定し、いじめの学校内での情報共有や道徳教育の充実を明記しました。また、基本方針等に則ったいじめの適切な調査に資するため「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」を策定しました。

イ. キャリア教育（注3）

平成23年1月に中央教育審議会が「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について（答申）」を取りまとめました。幼児期教育から高等教育までの体系的なキャリア教育の推進、実践的な職業教育の重視と職業教育の意義の再評価、生涯学習の観点に立ったキャリア形成支援（生涯学習機会の充実、中途退学者等の支援）の3つの基本的方向性に沿った具体的方策を提言しました。

③困難を有する子ども・若者やその家族の支援

ア. 不登校対策

平成29年2月に不登校児童・生徒に対する教育機会の確保等に関する施策を総合的に推進するため、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」を施行しました。また、その基本指針の趣旨に基づき、令和元年10月25日に「不登校児童生徒への支援の在り方について」

を通知し、不登校児童生徒への支援は、『学校に登校する』という結果のみを目標とするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要があるとしました。

また、不登校児童生徒が増加する中、令和5年3月31日「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策」(COCOLOプラン)をとりまとめ、不登校対策を推進しています。

イ. 自殺対策

政府は、自殺対策の指針として定める「自殺総合対策大綱」を令和4年10月に見直し、「新自殺総合対策大綱」を閣議決定しました。この中の重点施策の一つとして、「子ども・若者の自殺対策をさらに推進する」を挙げています。

ウ. 発達障害等への支援

平成28年5月に「発達障害者支援法」を改正し、相談体制の整備、発達障害児の早期発見、いじめ防止等の新たな対策を図っています。

エ. 薬物対策

令和5年8月に薬物乱用対策推進会議で、「第六次薬物乱用防止五か年戦略」を策定し、密輸対策の強化など薬物乱用の根絶を図っています。また、令和6年12月には、「大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律」の施行等により、大麻の所持だけでなく、施用(使用)についても罰則が適用されるようになりました。

オ. 児童虐待防止対策

令和4年6月に児童福祉法が改正され、児童虐待の相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を行うこととしています。

カ. 子どもの貧困対策

令和元年9月の「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の一部改正により、児童の権利に関する条約の精神に基づき、子どもの「将来」だけではなく、「現在」の生活等についても子どもの貧困対策を総合的に推進することが同法の目的として明記されました。また、基本理念として、子どもの最善の利益が優先考慮されること、貧困の背景に様々な社会的要因があること、市町村が子どもの貧困対策の計画を定めるよう努める旨等を規定しています。

令和元年11月策定の「子供の貧困対策に関する大綱」では、「親の妊娠・出産期から子供の社会的自立までの切れ目のない支援体制の構築」、「支援が届いていない、又は届きにくい子供・家庭に配慮した対策の推進」、「地方公共団体による取組の充実」等を分野横断的な基本方針として定めるとともに、「教育の支援」、「生活の安定に資するための支援」、「保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援」、「経済的支援」等を総合的に推進していくこととしています。

令和5年12月策定のこども基本法に基づく「こども大綱」では、前述のとおり、従来の「少子化社会対策大綱」、「子供・若者育成支援推進大綱」及び「子供の貧困対策に関する大綱」を一元化し、これまで以上に総合的かつ一体的に子どもの貧困対策を進めていくこととしています。

また、令和2年4月に施行された「大学等における修学の支援に関する法律」において、低所得世帯に対して、大学や専門学校などの入学金、授業料を減免するとともに、給付型奨学金を拡充しており、令和6年度からは、多子世帯や

理工農系の所得要件の拡大、貸与型奨学金の減免返還制度の見直しなどの制度拡充を図っています。

キ．ヤングケアラー対策

令和２年度及び３年度に厚生労働省と文部科学省が連携し、「ヤングケアラーの実態に関する調査」を実施して、ヤングケアラーの現状と課題を示しました。

令和６年６月に「子ども若者育成支援法」を改正し、「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」として、国・地方公共団体等が各種支援に努めるべき対象にヤングケアラーを明記しました。

④子ども・若者の成長のための社会環境の整備

ア．安全対策

犯罪対策閣僚会議において、世界一安全な日本を目指し、犯罪情勢や関係機関の取り組み状況等を踏まえた対策を推進しています。平成２７年６月に施行した少年鑑別所法に基づき、少年鑑別所は「法務少年支援センター」として、少年や保護者等からの相談に取り組んでいます。

イ．有害情報対策

平成２８年７月に「第３次児童ポルノ排除総合対策」を取りまとめ、平成３０年２月には「青少年インターネット環境整備法」の改正法を施行し、フィルタリングの利用促進を図るための所要の措置を講じています。また、４月を「アダルトビデオ出演強要・『ＪＫビジネス』等被害防止月間」とし、令和２年６月には、被害者支援や加害者対策等の強化のため「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」を策定しました。令和５年３月には、オンライン上の性暴力やＳＮＳに起因する性被害等の新たな課題への対応もふまえた、「性犯罪・性暴力対策の更なる強化の方針」を策定し、令和５年度から７年度までを更なる集中強化期間として被害者支援や加害者対策等の継続・強化に取り組んでいます。

ウ．子ども・子育て支援

平成２４年８月に成立した子ども・子育て関連３法に基づき、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進める支援新制度が平成２７年度にスタートしています。新子育て安心プランにより、令和３年度から令和６年度末までの４年間で約１４万人分の保育の受け皿を整備することとしています。

エ．放課後対策

平成３０年９月に「新・放課後子ども総合プラン」を策定し、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごすため、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の計画的な整備等を進めています。

(２) 東京都の取り組み

①子ども・若者育成支援施策の総合的な推進

「子ども・若者育成支援推進法」に基づき、令和２年４月に「東京都子供・若者計画（第２期）」を策定し、全ての子ども・若者が健やかに成長し、円滑に社会生活を営むことができる社会の形成を目指し、子どもの貧困対策への取り組みを追加して各施策の一層の推進を図っています。また、令和２年３月策定の「東京都子供・子育て支援総合計画（第２期）」では、子ども・子育て支援の多様な取

り組みを推進し、安心して産み育てられ、全ての子どもたちが健やかに成長できる社会の実現を目指すとともに、子どもを権利の主体として尊重することを明記しました。さらに、令和3年4月1日には、東京都こども基本条例が施行されました。この条例においても、こどもを権利の主体として尊重し、こどもの最善の利益を最優先とすることで、全てのこどもが、今と将来への希望を持って伸び伸びと健やかに育っていけるよう、社会全体でこどもを育む環境を整備していく旨規定しました

②全ての子ども・若者の健やかな育成

ア．地域における青少年健全育成事業

青少年の正義感、倫理観に加え、障害者、高齢者等を思いやる心や多文化への理解等のダイバーシティ（注4）の意識を育む取り組みを区市町村や地域の青少年関係団体等と連携して推進しています。

イ．いじめ対策

平成26年7月、いじめ対策を総合的に推進するための「東京都いじめ防止対策推進条例」を制定し、「東京都いじめ防止対策推進基本方針」を策定しました。令和3年2月には、「東京都教育委員会いじめ総合対策【第2次・一部改定】」を策定し、都教育委員会、区市町村教育委員会、都内全ての公立学校におけるいじめ防止等の取組の一層の推進を図っています。

ウ．相談体制

平成29年7月、東京都若者総合相談センター「若ナビα」を開所し、相談内容にあった適切な相談機関を紹介し支援しています。

③困難を有する子ども・若者やその家族の支援

ア．ひきこもり対策

相談事業（東京都ひきこもりサポートネット）やひきこもり等の支援を行うNPO法人等を育成・サポートする東京都若者社会参加応援事業等を実施しています。

イ．自殺対策

国の「新自殺総合対策大綱」を受け、令和5年に第2次となる「東京都自殺総合対策計画～こころと命のサポートプラン～」を策定し、「若年層の自殺防止」を重点項目に位置付けています。その中で、自殺総合対策に関する情報を集約したホームページ「ここナビ」を開設し、悩み別の相談窓口やLINEでの相談、自殺対策についての基礎知識等、様々な情報を手軽に入手できる工夫をしています。

また、令和4年6月、学校と家庭、関係機関等との連携を強化し、児童・生徒への支援体制の充実を図るため、教職員向けデジタルリーフレット「キーワード 自殺予防『ケアとキュア』 子供のサインを見逃さず、適切な支援につなげるために」を作成し、東京都教育委員会のホームページに掲出しています。

ウ．発達障害等への支援

令和4年3月に策定された、「東京都特別支援教育推進計画（第二期）第二次実施計画」では、小学校、中学校における発達障害教育の推進の具体的な取り組みとして、特別支援教室の円滑な運営や指導の充実について示されました。また、東京都発達障害者支援センターでは、相談業務や啓発活動を行っていま

す。

エ．薬物対策

令和6年3月に「東京都薬物乱用対策推進計画（令和5年度改定）」を策定し、「啓発活動の拡大と充実」や「指導・取締りの強化」、「薬物問題を抱える人への支援」等、総合的な薬物乱用対策を推進しています。また、「東京都薬物の濫用防止に関する条例」を制定し、知事指定薬物を指定して取締りを強化しています。

オ．児童虐待防止対策

国が取りまとめた「児童相談所の体制強化に向けた緊急総合対策」（平成30年9月）、「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」（同年12月）に基づき、児童福祉司やその他専門職の増員、区市町村の子ども家庭総合支援拠点の設置など、児童相談体制の更なる強化を図るとともに、関係機関と一層の連携強化を図っています。また、平成31年4月に保護者による体罰の禁止等を規定した「東京都子供への虐待の防止等に関する条例」を施行しました。

カ．子どもの貧困対策

令和2年3月策定の「東京都子供・子育て支援総合計画（第2期）」では、教育支援、経済的支援等の4つの柱で子どもの貧困対策を総合的に推進しています。

キ．ヤングケアラー対策

国の施策を受け、令和3年度にヤングケアラーに関する連絡会を設置し、ヤングケアラーやその家族に対する相談支援を開始しました。

④子ども・若者の成長のための社会環境の整備

ア．有害情報対策

平成29年7月、JKビジネスを規制する「特定異性接客営業等の規制に関する条例」を施行しました。自画撮り被害の防止のため、「東京都青少年の健全な育成に関する条例」の一部を改正し、平成30年2月から青少年に裸の画像を不当に求めることを禁止しました。また、自画撮り被害の増加等に対応するため、平成31年4月に「SNS東京ルール」を改訂しました。さらに、子どもを有害情報から守るための「ファミリールール講座」（注5）、ネットやスマホの悩みを解決する相談窓口「こたエール」を開設しています。

（3）北区の取り組み

①子ども・若者育成支援施策の総合的な推進

社会情勢がめまぐるしく変化し、将来の予測が困難な今の時代において、「誰もが自分らしく学び、自分らしく活躍できる社会」、「ともに学び、ともに育つ社会」の実現を目指し、「北区教育ビジョン2024」（令和6年3月策定）に基づく教育施策の推進を図るとともに、子育てをしている保護者への支援と自ら育つ力をもっている子どもたちの力を引き出すための支援について、「北区子ども・子育て支援総合計画2024」（令和6年3月策定）に基づく子ども・子育て施策を総合的に推進しています。

また、令和6年4月1日には、北区子どもの権利と幸せに関する条例（注6）が施行されました。この条例に基づき、未来を担う子どもたちが自分の将来に夢と希望を持って健やかに成長できるよう子どもの権利を保障し、子ども

が幸せな状態で生活を送ることができる社会の実現に向けた取組を推進しています。

②全ての子ども・若者の健やかな育成

ア．家庭教育力の向上

子どもの基本的な生活習慣の乱れを改善するため、「生活習慣の形成」、「家庭学習の定着」、「親子のきずなづくり」の3つの家庭教育における課題を柱とした事業を展開しています。

イ．読書推進

令和2年3月に「第四期北区子ども読書活動推進計画」を策定し、乳幼児から中高生までの読書活動を積極的に推進しています。また、令和6年度が現行計画の最終年度となるため、「第五期北区子ども読書活動推進計画」（令和7年度～令和11年度）の検討・策定を進めています。加えて、学校・地域との連携、読書活動の普及・啓発活動等の様々な取り組みを行い、魅力ある学校図書館づくりを積極的に進めています。

具体的には、選書、廃書の補助や授業支援のため、区立小・中学校全校に学校図書館指導員を配置しており、また、図書購入支援、読み聞かせボランティアや講演会講師を学校に派遣し、児童・生徒が主体的・意欲的に読書活動に取り組み、問題解決的な学習において、追究活動が積極的に行える学校図書館を目指しています。

ウ．いじめ対策

「東京都北区いじめ防止基本方針」を見直すとともに、「東京都北区いじめ防止条例」に基づき、「いじめ問題対策連絡協議会」を設置し、教育委員会と学校その他関係機関との連携を深めています。全教職員には、いじめ問題対応研修を実施し、初めて担任となる教員向けに、いじめを起こさないための学級経営研修会を実施しています。区立小・中学校の全児童生徒に対しては、年2回WEBQU（注7）を実施し、いじめ等の未然防止及び早期発見・早期対応に努めています。また、いじめを含む生活指導上の問題への対応や経済状況等から十分な保護・養育ができない家庭への支援等に、複数の機関が連携して対応する北区サポートチームを設けています。さらに、スクールカウンセラー（注8）をすべての区立学校に配置して、カウンセリング等の機能の充実を図るとともに、スクールソーシャルワーカー（注9）を配置して、関係機関と連携し対応しています。

エ．相談体制

子どもと家庭の総合相談として、18歳未満の児童や保護者の相談（育児、児童虐待等）を子ども家庭支援センターで行っています。北児童相談所や区関係機関が連携して実効性のある対応を行うとともに、妊娠期から子育て期の切れ目ない包括的な相談支援等を行っています。

オ．キャリア教育

区立中学校2年生を対象にした地域の商店等での連続3日間の職場体験、中学生、高校生を対象にした「中学生及び高校生のための職業教育キャラバン事業」（注10）を実施しています。また、就職支援事業では、高校生への就職前定着支援セミナー等を実施するとともに、ハローワーク王子等と連携し、就職活動の支援を行っています。

③困難を有する子ども・若者やその家族の支援

ア．不登校・ひきこもり等への対策

不登校やその他の困難を抱える子どもへの相談支援については、スクールソーシャルワーカーを配置し、児童・生徒が置かれている学校や家庭環境等を多角的に把握したうえで、家庭や学校、関係機関とのネットワークを構築して、地域における一体的で効果的、効率的な支援を行うとともに、北区役所滝野川分庁舎内にホップ・ステップ・ジャンプ教室（適応指導教室）を設置し、様々な要因で学校に通えない子どもに対して、心の居場所と併せて、基礎学力の補充や集団行動を通じた自己決定力の向上につながる、社会的自立に向けた支援を行っています。

令和5年9月からは、区立小・中学校各3校において、校内の別室であれば登校できる児童・生徒に対して、安心できる居場所を確保するため、「校内別室指導支援員配置事業」を順次開始し、令和6年度からは新たに中学校4校を拡充しました。

令和6年10月からは、学校には登校できないが、自宅からの外出は可能な児童・生徒に対し、自宅以外の居場所・学びの場を確保するため、区内児童館3箇所を活用した「校外別室指導支援員配置事業」（まなびルーム ありおーそ）を開始しました。

また、外出することのできない児童・生徒、自宅外で社会と接する機会を得ることが難しい児童・生徒に、他人と関わる機会をオンライン上の仮想空間に設定した「バーチャル・ラーニング・プラットフォーム事業」（バーチャル・ルーム ステラ）を開始しました。

あわせて、東京都から令和6年度フリースクール等利用者支援事業助成金の交付が決定された方のうち、北区立学校に在籍する児童・生徒の保護者を対象に、北区独自の上乗せ助成事業を開始しました。

また、不登校児童・生徒の保護者を対象とした「保護者のつどい」については、令和6年度も引き続き実施しています。

ひきこもりへの支援については、令和4年度から、「北区ひきこもり支援プラットフォーム」の開催など、家族会の協力を得て、支援対象者の実態やニーズを把握し、施策を推進しています。その一環として、令和5年度より、委託事業として、主にひきこもり当事者向けに、相談コーナーを併設した「みんなの居場所」を毎月開催しているほか、当事者の家族向けに「家族の集い」を開催しています。また、令和6年度から「電話相談」を毎月開催しています。

なお、ひきこもり等で自立に困難を抱えている義務教育終了後の15歳以上の方に対しては、健康支援センターにおいて、東京都と連携して相談に応じるとともに、こころの問題やひきこもりなどの相談に、専門医が応じています。

イ. 自殺対策

庁内関連各課との連携を図りながら、相談窓口を周知するとともに、自殺予防に関する普及啓発事業（街頭や庁内窓口等でのパンフレット等の配布など）の実施や、学校教職員に対する「いじめ問題対応研修会」を実施しています。また、学校の児童・生徒の自殺者数が増える長期休業明けの対策として、きめ細かく児童・生徒をみるよう、教育委員会から学校に対して通知を発出して指導するとともに、令和5年7月18日からは、1人1台端末（きたコン）のまなびポケットのメッセージ機能を利用した相談事業（子ども相談ポスト）を開始し、相談支援体制を拡充しています。

ウ．発達障害等への支援

令和5年3月策定の「第四次北区特別支援教育推進計画（令和5～9年度）」に基づき、教育総合相談センターにおいて、障害等で特別な支援を必要とする児童・生徒の適切な学びの場を保護者とともに考える就学相談、特別支援学級の設置、特別支援教室における巡回指導等を進めています。また、学校、保護者、児童・生徒から学校や家庭における教育上の様々な問題に関する教育相談を受け、必要に応じて関係機関と連携して支援を行っています。

未就学児に対しては、通所での療育による主に集団活動への適応、他者と意思疎通を図る力をつける支援を行っています。また、18歳未満の発達または障害が疑われる子どもや保護者に対し、心理士等が個別相談を通して課題の解決に向けた支援を行っています。

エ．薬物対策

東京都薬物乱用防止推進北区地区協議会と協力し、薬物乱用を許さない地域環境づくりを目指した啓発活動を推進しています。薬物乱用防止ポスター・標語を区内中学校より募集し、優秀作品の表彰及び王子カルチャーロードでの作品展示等を行っています。また、薬物乱用の根絶を目指した「ダメ。ゼッタイ。」普及運動の一環として、区内JR駅頭において街頭キャンペーンを行っています。あわせて、北区ホームページにおいて、「市販薬の過剰摂取」についての周知啓発を行っています。

オ．児童虐待防止対策

「北区要保護児童対策地域協議会」を設置し、要保護児童（注11）等の早期発見・適切な支援等の対策を行い、関係機関との連携強化を図っています。また、特定妊婦（注12）への支援、居所不明児童対策等を講じています。令和元年10月からは、児童相談所受理案件のうち、近隣や警察からの通告等で、区市町村が支援を行う方が適切であるケースについては、区市町村へ事案の送致が行われることになり、子ども家庭支援センターにおいて対応しています。令和元年12月には、北区、北区教育委員会、王子、赤羽、滝野川の区内3警察署と「児童虐待等の早期発見と未然防止に向けた連携強化に関する協定」を締結し、児童虐待防止対策を強化しています。

平成28年の児童福祉法改正により、特別区でも児童相談所の設置が可能になり、北区においても児童相談所設置に向けて児童相談所等複合施設基本構想や基本計画、運営指針を策定するとともに、令和5年度末には基本・実施設計を完了するなど準備を進めてきました。子どもや保護者の相談に迅速に対応できる包括的な相談支援体制の構築に向けて準備をするなど引き続き、早期の開設に向けて、準備を進めています。

カ．子どもの貧困対策

「北区子ども・子育て支援総合計画2024」（令和6年3月策定）に基づき、生まれ育った環境に関わらず健やかに成長・自立できるよう、貧困の世代間連鎖を解消するために、各種施策を展開しています。

ひとり親家庭等相談窓口「そらまめ相談室（注13）」では、オンライン相談を導入しており、貧困世帯の相談支援体制の充実に努めています。また、「ひと

り親家庭養育費確保支援事業」を実施し、子どもの養育費の取り決めを行ったひとり親家庭等に対して、かかった費用の一部を補助しています。さらに、「生活困窮・ひとり親世帯等の学習支援事業」を実施しており、小学生に対しては学習支援や居場所づくり、社会性の育成、保護者への養育支援等を行い、中学生に対しては学習習慣の定着や進路相談等、子どもの状況に寄り添った支援を行っています。

加えて、子ども食堂運営団体に対する立ち上げや運営を支援するとともに、北区社会福祉協議会を通じて、運営団体の交流・情報交換を目的とするネットワークづくりの支援や、地域における子どもの見守り体制の強化を図っています。

キ．ヤングケアラー対策

福祉、介護、医療、教育等関係機関の職員に対し、ヤングケアラーの把握や支援策に係る研修を実施するとともに、令和5年度からは、区役所内の関係各課の情報共有と連携強化を図るため、ヤングケアラー連絡会を実施しています。また、子ども家庭支援センターに配置しているヤングケアラーコーディネーター（注14）を令和6年度から外部委託し、ヤングケアラーの支援体制強化に努めています。

なお、青少年地区委員会では、令和4年度に委員を対象とした、ヤングケアラーについての理解を深めるための研修を実施しました。

④子ども・若者の成長のための社会環境の整備

ア．安全対策

令和7年2月に見直した「東京都北区生活安全推進プラン」に基づき、子どもの安全対策の推進を図っています。帰宅時間の目安を知らせるための夕焼けチャイムの放送や子どもの登下校時の安全を守るための「子ども安全ボランティア」、「子ども110番事業」の推進を図るなど、地域の見守り体制の充実に努めています。また、子どもが犯罪被害に遭う恐れのある事案が発生した際は、警察からの情報を元に北区メールマガジン（安全・安心情報）を配信して注意喚起を図るとともに、庁内に整備済みの子どもの見守りネットワークにより、関係部署等に迅速に周知しています。さらに、関係施設を対象とした子ども向け防犯教室及び職員向けの不審者対応訓練を実施しています。

イ．有害情報対策

東京都と連携し、不健全図書の調査や「ファミリールール講座」等の情報提供に取り組んでいます。また、スマートフォン等の使い方のルールを定め、各小中学校において啓発資料の配布や、セーフティ教室等を実施するとともに、フィルタリングの普及率の向上を図っています。

中学校においては、生徒会を主体とした自主的なSNSの正しい使い方等の啓発の取り組みも行っています。

小学校4年生から中学校3年生の児童生徒及びその保護者に対しては、「SNS北区ルール」を配付して啓発活動を行っているほか、きたコンを使用しての有害サイトへのアクセスを防ぐため、日々パトロールを行っています。

ウ．乳幼児や中高生の居場所づくりへの対策

児童館について、さらなる子育て支援に係る環境整備に向けて、乳幼児親子の子育て支援を充実する子どもセンター、あるいは、中高生世代の居場所も充実する子ども・ティーンズセンターへの移行を検討しています。

エ. 小学校を活用した放課後等の居場所づくりへの対策

放課後に児童が伸び伸び遊べる「放課後子ども教室」と「学童クラブ」を一体的に運営する「放課後子ども総合プラン（わくわく☆ひろば）」を全ての小学校で実施しています。

4. 基本姿勢

「みんなで創る」～社会全体による次世代育成のための環境づくりの推進

家庭・地域・学校は、青少年が成長していくうえで基本的な生活の場です。

大人一人ひとりがその立場にかかわらず、次代を担う青少年の健全育成に等しく責任を負っていることを自覚し、それぞれが緊密に情報を交換し、青少年の健全育成や非行防止についての共通理解を深め、相互の連携・協力のもと、7つの主要政策のひとつである「子どもの幸せNo. 1」の実現に向け、子育て支援・教育施策を推進していきます。

具体的には、「北区基本計画2024」（令和6年3月策定）に基づき策定する「北区教育ビジョン2024」と「北区子ども・子育て支援総合計画2024」を統合し、「北区子どもしあわせプラン」として策定し、学校、家庭、地域の連携・協働により、子どもたちの健やかな育ちを支えていくとともに、令和6年4月1日に施行した「北区子どもの権利と幸せに関する条例」に基づき、全ての子どもの権利が保障され「子どもの最善の利益」の実現に資する施策と取組を展開していきます。

5. 重点目標

令和7年度は、地域社会全体がそれぞれの立場において、また協働して地域の子どもたちを地域全体で育むため、以下の3つの重点目標を推進します。

- (1) 安全・安心で健全な地域環境づくりの推進
- (2) 心がふれあう家庭づくりの推進と家庭教育力の向上
- (3) 地域・社会活動への積極的な青少年参加の推進

6. 令和7年度 北区青少年健全育成活動基本方針 体系図

基本姿勢		
	重点目標	
		推進項目
		推進内容
「みんなで創る」～社会全体による次世代育成のための環境づくりの推進		
	(1)安全・安心で健全な地域環境づくりの推進	
	①子どもの安全対策の推進	
		子どもに対する防犯学習の推進
		学校等における安全対策の推進
		防犯活動の充実
		子どもの安全のための連携の推進
		防犯に関する情報の提供
	②非行やいじめ防止活動の推進	
		啓発活動の推進
		地域パトロールの推進
		非行やいじめ等に関する相談の充実
		非行やいじめ防止活動の推進
		薬物乱用防止の推進
	③有害環境浄化活動の推進	
		地域環境改善活動の推進
		インターネット等からの有害情報抑制の推進
	(2)心がふれあう家庭づくりの推進と家庭教育力の向上	
	①家族でふれあえる事業の推進	
		「家族ふれあいの日」事業の推進
		家庭での食育の促進
		地域行事・地域活動への参加促進
		家庭教育力向上に向けての取り組みの推進

基本姿勢		
	重点目標	
		推進項目
		推進内容
	②子育て家庭への支援の充実	
		地域における子育て支援の充実
		子育て相談の充実
		親育ちへの支援
		子育てネットワークづくりの推進
		安心して子育てと仕事ができる環境づくりの推進
		児童虐待防止の推進
		ヤングケアラーの支援の推進
	(3) 地域・社会活動への積極的な青少年参加の推進	
		①地域・社会活動への参加と居場所づくりの推進
		人権意識の醸成及び多様性・多文化への理解の推進
		地域リーダー養成の推進
		キャリア教育の推進
		地域活動への参加促進
		異年齢交流の促進
		青少年の区政参画の促進
		青少年の意見を発表する場の提供
		居場所づくりの推進
		不登校児童生徒等への支援
		②文化・スポーツ・国際交流活動等の推進
		放課後・週末事業の充実
		各種スポーツ・レクリエーション事業の充実
		豊かな体験活動の充実
		国際交流活動の推進
		文化・芸術等に親しむ機会の充実
		読書活動の推進
		顕彰(表彰)事業の推進
		平和に関する事業の推進

7. 推進項目と推進内容

(1) 安全・安心で健全な地域環境づくりの推進

青少年の育成にとって、地域の環境はとても大切です。地域が協力して子どもの安全確保に努め、心安らぐ地域社会づくりを推進します。

また、積極的な広報活動や地域の実情に合わせた啓発活動等をとおして青少年を取り巻く有害環境の浄化の促進に努めます。

①子どもの安全対策の推進

○子どもに対する防犯学習の推進

子ども自身が防犯に関する知識や技術を身に付けるため、防犯教室や警察との連携による「セーフティ教室」を開催し、不審者等への対処法や非行防止に関する学習、SNSやJKビジネス、ネットゲーム等のリスクの啓発を実施するとともに、CAP（注15）プログラム活動の支援や地域安全マップ、「子ども安全手帳」の作成、配布等により、防犯学習の推進を図ります。また、主に小学生に対して帰宅時間の目安となる時刻になったことを知らせるため、引き続き夕焼けチャイムを放送します。

○学校等における安全対策の推進

門扉のオートロックや防犯カメラの活用、地域ふれあいパトロール事業を実施し、学校、児童館、子どもセンター、学童クラブ周辺の児童の安全対策を図ります。

また、児童の放課後の安全で安心な居場所を確保するため、地域等の協力を得ながら、「放課後子ども総合プラン（わくわく☆ひろば）」を実施します。

○防犯活動の充実

子どもの登下校時の安全を守るための活動を行う、PTA、地域の住民等からなる「子ども安全ボランティア」の推進を図るとともに、子どもが緊急時に逃げ込める通学路周辺の民家、事業所等にステッカーを貼付する「子ども110番事業」を実施します。

また、児童福祉施設等をはじめとする区内公共施設を中心に、区内全域において青色回転灯を設置したパトロールカーにより、24時間365日「地域安全・安心パトロール」を実施し、安全対策に取り組みます。また、防犯ボランティア団体の活動の充実を図ります。

○子どもの安全のための連携の推進

小中学校、青少年地区委員会、町会・自治会等が連携し、情報や意見の交換を行うとともに、「愛の一声運動」を実施し、パトロールによる防犯や非行防止の呼びかけを行います。

また、小学校ごとに設置している「子ども安全対策協議会」において、警察、PTA、地元住民等による意見交換や情報交換を行い、子どもの安全に向けた取り組みの推進を図ります。

警察署、消防署、町会・自治会、PTAや区等で構成する「東京都北区生活安全推進協議会」を開催し、北区の安全・安心に関する取り組みについて協議を行います。

○防犯に関する情報の提供

北区ニュースやホームページを利用し、防犯に関する情報提供を行うとともに、不審者等の情報を北区メールマガジン（安全・安心情報）として配信します。また、闇バイトなどの犯罪行為に加担しないよう、動画やポスターにより周知するとともに、様々な機会を捉え注意喚起に努めます。

②非行やいじめ防止活動の推進

○啓発活動の推進

青少年の非行防止のため、環境浄化・犯罪防止の観点から強調月間を設け、啓発活動を行います。7月を「社会を明るくする運動」の強調月間としており、作文コンテスト、映画鑑賞会等を実施します。また、年間運動として保護司会を中心に地域ぐるみで更生保護に向けた取り組みを推進します。11月の子供・若者育成支援強調月間には、青少年地区委員会を中心に「あいさつ運動」を実施し、非行防止を呼びかけます。

この他に、東京都北区暴力団排除条例に基づき、青少年が暴力団等に関わらないための啓発活動等に取り組むとともに、犯罪に巻き込まれたり、加害者とならないために警察等と連携し、啓発に努めます。

○地域パトロールの推進

「愛の一声運動」を実施するほか、非行防止・犯罪抑止のため、青少年地区委員会、小中学校PTA、町会・自治会等がパトロールを実施します。また、地域住民によるパトロール活動をより支援するため、ボランティアで防犯活動や防犯啓発活動を行っていただける団体を募集し、「防犯リーダー研修会」を開催します。この研修会では、区が作成したパトロールマニュアルを配布し、団体の代表者等に対してパトロールの効果的な実施方法をお伝えします。また、パトロールに必要なベストや帽子、青色合図灯等の提供やボランティア保険の適用を行います。

○非行やいじめ等に関する相談の充実

非行やいじめ等の問題行動に対し、警察、児童相談所や教育総合相談センター、児童館、子どもセンター、子ども家庭支援センターにおいて、相談事業の推進を図るとともに児童・生徒の情報管理を徹底します。また、全ての児童・生徒に「いじめ相談ミニレター」を配付し、児童・生徒の相談に対応します。さらに、1人1台端末（きたコン）のまなびポケットのメッセージ機能を利用しての相談事業（子ども相談ポスト）を活用し、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スーパーバイザー等と連携し、児童・生徒への相談支援体制の充実を図ります。

○非行やいじめ防止活動の推進

「東京都北区いじめ防止条例」に基づき「いじめ問題対策委員会」や「いじめ問題対策連絡協議会」を設置し、教育委員会と学校の連携を深め、いじめ対策の充実を図ります。学校現場で生じているいじめや、SNS等を使ったネット上のいじめを防止するため、学校と家庭、教育委員会と関係諸機関が連携するとともに、大人自らが、いじめを見過ごさない人権感覚を磨き、地域ぐるみで子どもの声に耳を傾け、危機に直面している子どもたちや学校を支えていきます。学校や家庭においては、スマートフォン、タブレット、1人1台端末（きたコン）の使い方のルールを決めるよう指導します。そして、「東京都北区いじめ防止基本方針」に基づき、複数の関係機関が連携して取り組む必要があると判断されるケースについては、「北区サポートチーム」を編制し、緊密に連携して対応します。さらに、区立学校の全児童生徒に対し年2回WEBQ調査を実施します。これにより、学校生活での満足度と意欲とソーシャルスキル、学級集団の状況を確認し、いじめや不登校等、問題行動等の早期発見に努めます。

○薬物乱用防止の推進

薬物乱用を許さない地域環境づくりを目指し、麻薬、覚醒剤、大麻、危険ドラッグ、市販薬の過剰摂取が身体に及ぼす影響や危険性を周知する等の啓発活動に、東京都薬物乱用防止推進北区地区協議会、警察、学校等連携して取り組みます。

③有害環境浄化活動の推進

○地域環境改善活動の推進

青少年を取り巻く地域環境の浄化を図るため、東京都及び東京都青少年健全育成協力員と連携し、不健全図書類の販売状況の調査や販売自粛要請を実施します。

○インターネット等からの有害情報抑制の推進

青少年に悪影響を与えるような性的情報や、暴力・犯罪を誘発させる情報等の氾濫を防ぐため、保護者等の認識向上を図り、青少年へのフィルタリング利用等の対策を普及させるとともに、警察、学校、家庭等の連携を深めながら、有害情報の抑制、リスクの啓発とサイバー犯罪被害防止や、情報を有効に活用できる能力の向上に努めます。また、1人1台端末（きたコン）等を使用した有害情報へのアクセスを防ぐため、学校・保護者と連携しながら情報モラル教育の充実を図るとともに、セキュリティシステムによる閲覧制限の実施や学校からの情報提供及び個別の確認作業により、有害情報へのアクセス制限を実施します。また、制限するだけでなく、インターネット上の情報を見極め、自ら有害情報から身を守るとともに、デジタル技術を正しく活用する能力を身につける、デジタルシチズンシップ教育(注16)を実施します。

(2) 心がふれあう家庭づくりの推進と家庭教育力の向上

家庭は青少年にとって最初に豊かで安定した人間関係をつくりだし、安らぎを与え社会性を学び、青少年が自立していく場でもあります。また、人格形成や心身の健康づくり等も日常生活をとおして進めていくことが大切です。

家族のふれあいを大切に、思いやりのある明るい家庭づくりを推進するとともに、地域での家族同士の交流を促進する等、子育て家庭への支援の充実を図り、「子どもの幸せNo. 1」を目指します。

①家族でふれあえる事業の推進	
○「家族ふれあいの日」事業の推進	毎月第3土・日曜日の「家族ふれあいの日」を中心に、青少年地区委員会等の地域行事に家族そろっての参加を促し、家族とのふれあいを見直す機会を提供します。
○家庭での食育の促進	生活と健康の基本である食生活を見直し、「食」についての講座や体験を通じて学びながら、健やかな心と体をつくるとともに、家族そろっての食事を大切にして、親子のふれあいを図ります。
○地域行事・地域活動への参加促進	区民まつりをはじめ各地域における諸行事や地域の清掃等のボランティア活動への、家族そろっての参加を積極的に促進します。
○家庭教育力向上に向けての取り組みの推進	家庭教育における下記に掲げる3つの課題について、多角的・複合的に施策を展開します。また、保育園、幼稚園、認定こども園（注17）、小学校、中学校を核として、青少年地区委員会、町会・自治会、地域ボランティア等と協力・連携を図りながら、各事業を継続的に実施し、着実な家庭教育力の向上を目指します。 (1) 生活習慣の形成 学習意欲や体力、気力の低下の要因のひとつとして指摘されている子どもの基本的な生活習慣の乱れを改善するため、「早寝・早起き・朝ごはん」に関する取り組み等を推進します。 (2) 家庭学習の定着 家庭での学習習慣づくりのために、保護者が子どもとどのように関わるとよいかを小冊子にまとめ、家庭学習支援の参考として配付します。 (3) 親子のきずなづくり 子どものしつけの基本的なルールであるあいさつを家庭で毎日きちんと励行し、家庭内のコミュニケーションを図るため、青少年地区委員会を中心とした「あいさつ運動」等、啓発活動を行います。

②子育て家庭への支援の充実

○地域における子育て支援の充実

子育て家庭が地域で孤立しないよう、地域の子育て施設や青少年地区委員会等の地域コミュニティが連携して進める活動や区民による子ども食堂をはじめとする様々な取り組みを支援します。

○子育て相談の充実

母子保健と児童福祉の両分野の一体的な運営を行う「きたハピ☆子育てあんしんステーション（注 18）」を区内 5 か所に設置しました。窓口では、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に伴走型の相談支援を行うこととし、その一つとして「はぴママたまご・ひよこ面接（注 19）」を実施しています。なお、「はぴママひよこ面接」については区民に身近な児童館や子どもセンターを中心に実施しており、きたハピ☆子育てあんしんステーション窓口でも専門職の連携で相談可能な体制を整えています。

また、きたハピ☆子育てあんしんステーションでは、保育園、幼稚園、認定こども園、児童発達支援センター、教育総合相談センター等と連携しながら、民生委員・児童委員や子育てひろば、子ども食堂等、地域の子育て支援団体、医療機関等と協力し、一体となってあらゆる相談に対応できる体制の充実を図ります。

さらに、児童館、子どもセンターにおいては、子どもなんでも窓口などで、子どもから保護者、子育てに関係している方々を対象とした相談を受けています。

これらの取り組みによって育児不安や児童虐待を予防し、妊娠期から子育て期までの切れ目のない相談支援を行います。

○親育ちへの支援

乳幼児や小・中学生の子育て家庭の保護者を対象に、豊かな心を持った子どもを育てるための「家庭教育学級」や、自分にあった子育ての仕方を共に学び、親がいきいきと自信を持って子育てができるよう「親育ちサポート事業」（注 20）を実施するなど、親育ちへの支援に努めます。

○子育てネットワークづくりの推進

保護者の不安や孤独感の解消に向けて、「孤育て」に陥りがちな保護者同士の仲間づくりの場の充実に取り組みます。また、団体やボランティアが共に子育て支援ができるネットワークを構築するとともに、地域活動への支援や人材の育成を推進します。

○安心して子育てと仕事ができる環境づくりの推進

ワーク・ライフ・バランスの理解促進を図るため、事業者や働く人向けのワーク・ライフ・バランス講演会を実施します。また、情報誌などでワーク・ライフ・バランスについて情報提供を行います。

また、保育サービスの充実等により、親が働きやすい環境づくりを推進します。

○児童虐待防止の推進

児童虐待の防止に向けオレンジリボンキャンペーン等を実施して啓発に努めるとともに、養育困難をはじめ、様々な課題や悩みを抱えている子どもと家庭に対して、心理相談、専門相談等を実施します。

○ヤングケアラーの支援の推進

子どもを取り巻く関係機関に対する研修の実施、児童・生徒へのパンフレット配付等によりヤングケアラーの理解促進に努めます。

また、児童・生徒を対象にヤングケアラー把握のための実態調査を実施し、その後の個別具体的な支援につなげていくよう努めます。

(3) 地域・社会活動への積極的な青少年参加の推進

青少年がさまざまな社会活動に参加して、多くの人々と交流する中で、社会性を身につけ、自立心や協調性、優しさや思いやりの心を培うことは大切です。

地域における人間関係の希薄化が進み、地域社会へのつながりが薄れているなか、青少年の居場所を確保するとともに社会活動への参加の促進を図り、社会の一員であることの自覚を促すため、地域での居場所として放課後の学校施設等の利活用を図る等、青少年関連施設の整備・充実や積極的に社会活動に参加できる場と機会の提供に努めます。

①地域・社会活動への参加と居場所づくりの推進

○人権意識の醸成及び多様性・多文化への理解の推進

家庭、地域、学校が連携し、様々な交流をとおして、一人ひとりの人権を大切にするとともに、思いやりの心や多様性への理解、男女共同参画意識を育み、共に生きる力の育成に努めます。また、多文化共生社会の実現に向け、相互理解の意識を啓発するとともに、外国人児童・生徒への学習支援や不就学児の調査・対応を行います。性に関しては、性自認や性的指向等を理由とする偏見や差別などの課題に対して、保護者の理解を得て必要な指導を行うとともに、学習指導要領を踏まえた、全ての児童・生徒の発達段階に応じた性教育の指導に加え、東京都教育委員会が実施する「性教育の授業」に取り組みます。また、北区立中学校「自分の心と体を守るための性教育」推進事業として、学習指導要領に示されている性教育の内容を全ての生徒に確実に指導するとともに、学習指導要領に示されていない「妊娠の経過、避妊法及び人工妊娠中絶」などの現代的な課題を踏まえながら、保護者の理解・了解を得て必要な指導を行うことにより、生徒に適切な意思決定や行動選択ができる力を身に付けさせることを目的として、地域の産婦人科医を講師とした出前授業を北区立中学校及び義務教育学校（後期課程）からの希望申請に基づき、2校において実施しています。

○地域リーダー養成の推進

地域で積極的にリーダーシップを発揮できる青少年を育成するため、北区青少年委員会と北区教育委員会が共催して「ジュニアリーダー研修会」「シニアリーダー研修会」及び「青少年団体指導者講習会」を実施し、修了生の地域活動への積極的参加を促進します。また、子どもの時から防災に関心を寄せられるように、幼児から中学生を対象とした「防災教室」を開催するなど、あらゆる機会をとらえて防災に係る事業を展開し、地域における防災の担い手となる人材の土壌を醸成します。

○キャリア教育の推進

望ましい社会性や勤労観・職業観を育成するべく、キャリア形成を支援します。「中学生の職場体験事業」や「中学生及び高校生のための職業教育キャラバン事業」、「高校生のための就職前定着支援事業」に取り組みます。

○地域活動への参加促進

人に対する思いやりや協力、社会に貢献することの意義の理解を深め、児童生徒のボランティア意識の向上に努めるとともに、地域の清掃活動、福祉活動、防災等の地域活動への参加の機会を確保します。また、北区青少年地区委員会では、青少年の地域活動や居場所づくりのため、さまざまな活動や行事を展開します。

○異年齢交流の促進

多様な年代のいろいろな考え方を知り、異年齢との協力による活動をとおして成長し、社会性を養う機会として、子どもセンター、ティーンズセンター、児童館、保育園、青少年地区委員会の行事等で、異年齢交流を促進します。

○青少年の区政参画の促進 「小学生との区政を話し合う会」、「中学生モニター会議」、「高校生モニター会議」を開催し、区政や区のイメージアップに関する青少年の意見や提案を広く求め、区政運営へ反映するとともに、青少年に区政に関する情報を提供し、青少年の区政参画を促進します。また、こども基本法及び北区子どもの権利と幸せに関する条例の施行を受けて、子どもの意見等を尊重し、施策へ反映する取組を推進します。
○青少年の意見を発表する場の提供 社会への参画の意識を醸成し、活動の成果を実感するとともに、自信と達成感、責任感や連帯感を感じ取る機会とするため、青少年に意見、主張を発表する場を提供します。
○居場所づくりの推進 中高生タイムを実施する児童館及びティーンズセンターにおいて、中高生が自主的に参加し、主体的に活動できる機会を設けるとともに、ニーズにあった居場所づくりを推進します。 また、児童の安全・安心な居場所である「放課後子ども総合プラン（わくわく☆ひろば）」を、全ての小学校で実施します。
○不登校児童生徒等への支援 不登校の背景にある、心身の健康状態、いじめなどのトラブル、家庭の問題などの理解と解決に向けた対応を図るため、学校、教育総合相談センター、子ども家庭支援センター、児童館、放課後子ども総合プラン（わくわく☆ひろば）等が連携し、地域の不登校等の児童・生徒への支援を行います。 令和6年2月に策定した「北区立学校不登校対応基本方針」をもとに、北区が取り組む不登校対応策の方向を示すとともに、全ての区立学校へのスクールカウンセラーの配置、1人1台端末（きたコン）のまなびポケットのメッセージ機能を利用した相談事業（子ども相談ポスト）の実施など、不登校やその他の困難を抱える子どもへの相談支援を行います。あわせて、校内及び校外における居場所の確保と指導員の配置、民間フリースクール等と連携した支援、適応指導教室の事業内容の拡充など、不登校児童・生徒に対する支援の充実を図ります。 ヤングケアラーの子どもたちに対しては、子ども家庭支援センターにおいて、関係機関と連携した相談支援を行います。 また、精神保健相談の一環として、ひきこもり相談や家族からの相談に対応しています。
②文化・スポーツ・国際交流活動等の推進
○放課後・週末事業の充実 家庭、地域、学校、関係団体等が連携・協力し、「放課後子ども総合プラン（わくわく☆ひろば）」等で多様な事業を実施します。
○各種スポーツ・レクリエーション事業の充実 青少年地区委員会やスポーツ団体等の関係団体が、子どもが参加しやすいスポーツ・レクリエーションプログラムを提供するとともに、スポーツ・レクリエーションを通じた異年齢交流を図り、社会性や協調性を養います。 また、JOC（日本オリンピック委員会）等と連携を図りながら、小・中学生を対象に、スポーツ教室などを開催します。
○豊かな体験活動の充実 野外活動での共同作業やレクリエーション等での体験をとおして、生活技術の習得と社会性や協調性を養う機会を提供します。

	○国際交流活動の推進 「中学生イングリッシュキャンプ」、「中学生海外交流事業」（セブンヒルズスクールとの交流事業）、高校生を対象とした「北区青少年交流団海外派遣事業」（ウォルナットクリーク市との交流事業）を通じて、国際化に対応する基礎的・実践的コミュニケーション能力を高めるとともに、異文化理解の促進を図ります。
	○文化・芸術等に親しむ機会の充実 児童館（子どもセンター含む）、保育園、わくわく☆ひろばにおいて、昔遊びや伝統的な文化の継承活動を行うほか、「子ども文化教室」等を通じて、文化・芸術等に親しむ機会を提供します。
	○読書活動の推進 読み聞かせ、おはなし会等の読書活動推進事業について、ボランティアやNPO等、地域の読書活動支援者との協働体制のもと、地域ぐるみの読書活動の推進を図り、あわせて国際交流についても取り組みます。また、学校図書館指導員の配置による学校図書館の一層の活用充実を図ります。
	○顕彰（表彰）事業の推進 「北区子どもかがやき顕彰」として文化、スポーツ等において優秀な成績をおさめた児童生徒等を表彰することにより、青少年が自らの能力に自信を持ち、未来への夢と希望を育めるよう支援します。
	○平和に関する事業の推進 平和祈念週間事業において、平和に関する児童劇や「平和展」における児童館作品の展示、区内の平和に関する史跡を巡る「親子で学ぶ平和バスツアー」を実施し、子どもたちをはじめとした幅広い世代に対して、平和への意識醸成を図ります。

参考資料

注釈

(注1) GIGAスクール構想

GIGAスクール構想とは、文部科学省が提唱する児童生徒向けの1人1台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備し、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化された創造性を育む教育を、全国の小中学校で実現する構想。

(注2) ヤングケアラー

法令上の定義はないが、一般に、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話を日常的に行っているような子どもで、家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている18歳未満の子どものこと。

(注3) キャリア教育

望ましい職業観・勤労観及び職業に関する知識や技能を身につけさせるとともに、自己の個性を理解し、主体的に進路を選択する能力・態度を育てる教育。

(注4) ダイバーシティ

多様性の意。ダイバーシティ アンド インクルージョンで多様性や多文化を受け入れ、尊重するという意味。

(注5) ファミリールール講座

事例をもとに5～8人位のグループで意見交換をし、様々な視点での考え方をもとにネット社会の負の側面に関する知識を習得しながら、「家庭でのルール作り」を家庭で実践できるよう、ルール作りのコツを学ぶ東京都の実施する講座。

(注6) 北区子どもの権利と幸せに関する条例

「児童の権利に関する条約」の理念に基づき、「子どもの権利」を保障し、子どもが幸せな状態で生活を送ることができる社会の実現に向けた取組を推進することを目的として施行された条例。子どもの意見や視点を反映させた条例であり、大切な子どもの権利として、「自分の意見、考え、気持ち等を表明し、およびそれが尊重されること。」など11の権利が定められている。

(注7) WEBQU

1人1台端末（きたコン）を用いて、児童生徒の学級満足度をアンケート実施日当日に把握することができる学級経営サポートシステム。児童・生徒の学級での適応感や満足度を測り、よりよい学校生活の充実と人間関係づくり・学級づくりに役立てる。いじめ防止・不登校傾向を事前にキャッチし、学校生活への適応を前提に学習指導も包括したサポートが可能。

(注8) スクールカウンセラー

学校で心理相談業務に従事する心理の専門職。

(注9) スクールソーシャルワーカー

社会福祉に関する専門的な知識や技術を有する者で、いじめや不登校、児童虐待、暴力行為等の問題を抱えた児童・生徒に対し、教育の分野において当該児童・生徒を取り巻く環境への働きかけや、関係機関等とのネットワークの構築等、多様な支援方法を用いて課題解決への対応を図っていく専門職。

(注10) 中学生及び高校生のための職業教育キャラバン事業

中学生・高校生の皆が、将来あらゆる分野の職業にチャレンジできるよう、職業選択の一つの機会として様々な職業分野で活躍している女性を講師として派遣し、その仕事を選択した理由・向き合う姿勢等を講演してもらい、女子生徒の将来の職域拡大を図るとともに、男子生徒の意識啓発も行う事業。

(注11) 要保護児童

保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童。

(注12) 特定妊婦

望まない妊娠や若年の妊娠等、出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦。

(注 13) そらまめ相談室

子育て中のひとり親家庭（離婚前含む）に向けた、日常生活の一般相談や、専門家による法律・家計相談など、幅広く相談できる窓口。

(注 14) ヤングケアラーコーディネーター

ヤングケアラーを把握した場合に、高齢、障害、疾病、失業、生活困窮、ひとり親家庭等といった家庭の状況に応じ、適切な福祉サービスや就労支援サービス 等につなげられるよう、関係機関、団体等と連携して相談・支援、適切な機関へのつなぎを行う専門職。

(注 15) CAP

Child Assault Preventionの略で、子どもの虐待防止、人権意識を養うための教育プログラム。大人向けと子ども向けのプログラムがあり、1978年米国オハイオ州コロンバスのレイプ救護センターで初めて開発・実施された。

(注 16) デジタルシチズンシップ教育

優れたデジタル市民になるために必要な能力を身につけることを目的とした教育のこと。若者がインターネットのリスクや落とし穴から身を守るだけでなく、市民として、社会のためにデジタル技術を積極活用する方法を理解させ、若者たちの能力習得を支援する重要な役割を担っている。

(注 17) 認定こども園

幼稚園と保育園の機能を併せもち、小学校入学前の教育と保育を一体的に行う施設。

(注 18) きたハピ☆子育てあんしんステーション

児童福祉法における「こども家庭センター」の北区での名称。令和4年6月の児童福祉法の改正により、市町村における児童福祉及び母子保健に関し包括的な支援を行う「こども家庭センター」の設置が努力義務化とされ、北区では令和6年4月に機関連携で設置した。

(注 19) はぴママたまご・ひよこ面接

保健師等の専門職員が、妊娠、出産、子育て等に関する相談を受けたり、区で実施している母子保健事業などの情報提供を行う。相談を終えた方には子育てグッズを贈呈している。令和2年12月より、子ども家庭支援センターでは、里帰り出産等で来館困難な方を対象にオンライン面接を開始した。

(注 20) 親育ちサポート事業

親同士が抱えている悩みや関心事を共有し、協力しながら自分にあった子育ての仕方を共に学ぶ場を提供し、親がいきいきと自信を持って子育てができるよう支援する事業。

関係法令

東京都北区青少年問題協議会条例

昭和二九年四月二日 条例第四号

改正 昭和四〇年一〇月 四日 条例第二四号 昭和四三年 三月三〇日 条例第四号
昭和四八年 三月三十一日 条例第五号 平成一二年一二月 八日 条例第六五号
平成二六年 三月二六日 条例第九号

(設置)

第一条 地方青少年問題協議会法（昭和二十八年法律第八十三号）第一条の規定に基づき東京都北区に東京都北区青少年問題協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(組織)

第二条 協議会は会長及び次に掲げる者の中から区長が任命又は委嘱する委員五十三人以内をもつて組織する。

- 一 北区議会議員
- 二 学識経験者
- 三 関係行政機関の職員
- 四 北区関係職員

2 会長は、区長をもつて充てる。

(委員の任期)

第三条 前条第二号の委員の任期は二年とし補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。但し再任をさまたげない。

(会長の権限並びに副会長の設置及び権限)

第四条 会長は協議会を代表し、会務を総理する。

- 2 協議会に副会長を置く。
- 3 副会長は委員が互選する。
- 4 副会長は会長を補佐し会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 5 会長及び副会長がともに事故あるときは、あらかじめ会長の指名する委員が会長の職務を代理する。

(招集)

第五条 協議会は会長が招集する。

(専門委員)

第六条 協議会に専門の事項を調査させる為必要があるときは専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は学識経験者のうちから、区長が委嘱する。

(定数及び表決数)

第七条 協議会は委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

- 2 協議会の議事は出席委員の過半数で決し可否同数のときは会長の決するところによる。

(委任)

第八条 この条例の施行について必要な事項は、区長が定める。

付 則（略）

関係法令

東京都北区青少年問題協議会要綱

(昭和二九年四月十日区長決裁)

(委員の定数)

第1 東京都北区青少年問題協議会条例（以下「条例」という。）第2条の委員の定数は、次のとおりとする。

- | | | | |
|----------|-------|-------------|-------|
| 一 北区議会議員 | 4人以内 | 三 関係行政機関の職員 | 5人以内 |
| 二 学識経験者 | 34人以内 | 四 北区関係職員 | 10人以内 |

(関係行政機関の職員)

第2 条例第2条第3号の関係行政機関の職員は、次の各号に掲げるものとする。

- | | | |
|-----------|--------------|-----------|
| 一 滝野川警察署長 | 三 赤羽警察署長 | 五 北児童相談所長 |
| 二 王子警察署長 | 四 王子公共職業安定所長 | |

(北区関係職員)

第3 条例第2条第4号の北区関係職員は、次の各号に掲げる職にあるものとする。

- | | | |
|----------|----------|------------------|
| 一 副区長 | 四 危機管理室長 | 七 子ども未来部長 |
| 二 教育長 | 五 地域振興部長 | 八 まちづくり部長 |
| 三 政策経営部長 | 六 福祉部長 | 九 教育委員会事務局教育振興部長 |

(幹事)

第4 東京都北区青少年問題協議会（以下「協議会」という。）に幹事若干名を置く。

- 2 幹事は、北区関係職員及び関係行政機関の職員のうちから区長が任命または委嘱する。
- 3 幹事は、委員及び専門委員を補佐し、協議会会務をつかさどる。

(書記)

第5 協議会に書記若干名を置く。

- 2 書記は、北区関係職員のうちから区長が任命する。
- 3 書記は、会長の命をうけて事務に従事する。

(庶務)

第6 協議会の庶務は、教育委員会事務局教育振興部生涯学習・学校地域連携課において行う。

付 則 (略)

令和7年度 北区青少年健全育成活動基本方針
令和7年2月発行

刊行物登録番号
6-2-156

発行 東京都北区青少年問題協議会
(事務局) 東京都北区教育委員会事務局
教育振興部 生涯学習・学校地域連携課
東京都北区滝野川二丁目52番10号
電話 (03) 3908-9323 (直通)